

# 意匠情報とその利用について

## 情報の種類とその利用方法まで

特許庁 審査業務部  
意匠課課長補佐  
富永 亘

### PROFILE

平成7年入庁、平成11年審査官、平成12年総務部電子計算機業務課、平成16年より現職。



## 1

### はじめに

近年、需要者の価値観や個性の多様化、成熟した技術分野における他製品との差別化などから、あらゆる分野において視覚的形態要素としてのデザインが重要視されている。製品を開発、製造する企業などでは、デザインを経営資源の重要な要素として位置づけ、投下する人材や資金の規模も益々高まっている状況であり、企業にとっては重要な資産に対する的確な権利の確保は命題である。

一方、日本国内はおろか海外に目を向けてもデザインに関して整理された情報源は少なく、デザイン開発や先行意匠調査に利用できる情報として、特許庁が保有する分野や年代毎に整理された意匠公報や公知資料は貴重なデザイン（意匠）情報と言えるだろう。

ここでは、特許庁や独立行政法人工業所有権総合情報館が提供する意匠情報として、意匠公報や公知資料に関する内容と、その利用方法について説明する。

## 2

### 意匠情報の内容について

#### (1) 意匠公報

特許庁における意匠審査の結果、登録となり設定登録された意匠は、必ず意匠公報が発行される。現在までに特許庁が発行した意匠公報は、130万件を超える。

意匠公報には登録番号、意匠権者や創作者の名称、登

録日や公報発行日、日本意匠分類、意匠の説明や図面等の記事の他、参考情報としてロカルノ国際分類や参考文献情報が掲載されている。

平成19年1月からはインターネットを利用した公報発行を開始している（CD-ROM公報も継続販売中）。なお、インターネットを利用して発行された公報は、同時に特許電子図書館（IPDL）でも照会可能となる。

#### (2) 公知資料

独立行政法人工業所有権情報・研修館では、特許庁における意匠審査において、出願された意匠の新規性や創作性を判断する材料として、内外国で頒布されているカタログや図書、雑誌の収集、所蔵を行っている。

特許庁では、これらの収集した資料やインターネット上に掲載されている新製品情報を中心に意匠審査に有用な情報を選別して画像を個別に電子化し、出典記事や日本意匠分類等の書誌と共にデータベースに蓄積している。

現在までに340万件ほどの電子化された公知資料を蓄積しており、特許電子図書館（IPDL）において全件の書誌を公開し、著作権者から著作物利用許諾を得られた7千件ほどについては画像も併せて公開している。

#### (3) 外国意匠公報

独立行政法人工業所有権情報・研修館では、特許庁が諸外国と国際相互交換等を行っている公報を所蔵、閲覧に供している。

特許庁では、これらのうち米国、韓国、国際事務局（WIPO）、欧州共同体（OHIM）、中国の意匠公報に日本意匠分類を付与しデータベースに蓄積して意匠審査に利用している。

特許電子図書館（IPDL）では、相互利用協約を結んでいる米国意匠公報の書誌のみ日本意匠分類を付して公開している。

### 3 意匠情報の利用方法

先行意匠調査やデザイン開発におけるトレンド傾向の調査などを行う際には、前項で紹介した意匠情報を活用することができる。

ここでは、特許電子図書館（IPDL）を使った各種情報の利用方法についてサービス毎に説明する。



特許電子図書館・意匠検索フロントページ

#### (1) 意匠公報DB

意匠公報DBでは、「意匠登録番号」を入力することにより意匠公報を検索して文献を表示することができ、PDF表示によりきれいな表示、印刷ができる。

また、「類似一括照会」を選択すると、本意匠番号のみの入力で類似意匠登録（平成10年出願までが対象）が検索表示され、それらを比べて見ると共通する形態要素と異なる形態要素が確認することができる。

#### (2) 意匠文献番号索引照会

意匠文献番号索引照会では、「出願番号」「登録番号」及び「審判番号」から意匠公報及び審決公報を検索して文献を表示することができる。（平成19年9月4日現在蓄積範囲 登録番号0000001～1309456）

#### (3) 意匠公報テキスト検索

意匠公報テキスト検索は、平成12年1月以降発行の意匠公報（SGML形式）について検索ができる。

当該検索では、検索項目（意匠に係る物品、意匠の説明、出願人・意匠権者、創作者、代理人、日本意匠分類、ロカルノ国際意匠分類、出願番号、審判番号、登録番号、その他）を選択し、検索するキーワードを入力することにより対象文献の番号が一覧表示され、そして、参照したい文献番号を選択すると、当該文献が表示される。

#### (4) 日本意匠分類・Dターム検索

日本意匠分類・Dターム検索では、検索を対象とする登録日あるいは出願日、または登録番号により絞り込む必要がある場合はその範囲を指定し、条件（必須入力）として、対象文献の出願日が、平成16年以前（旧分類・旧Dタームによる検索）の文献か平成17年以降（現行分類・現行Dターム）の文献かそのいずれかを選択し、それぞれの選択に応じた旧あるいは現行の「日本意匠分類・Dターム」を入力することにより対象文献の番号が一覧表示され、そして、参照したい文献番号を選択すると、当該文献が表示される。

前述したとおり、これは、意匠分類が改正されたことにより、平成17年1月1日の出願に改正意匠分類・改正Dターム（現行）が付与され、それ以前の出願に付与されている旧意匠分類・旧Dタームと並存していることによる。

#### (5) 意匠公知資料照会

意匠公知資料照会では、12桁の「公知資料番号（米国意匠公報の場合は、米国登録番号でも可）」を入力することにより、公知資料の書誌、イメージ（イメージは著作物利用許諾が得られたもののみ）を表示することができる。

## (6) 分類リスト

分類リストでは、日本意匠分類・Dターム、旧日本意匠分類、旧Dタームリスト、現行-旧分類対照表、旧-現行分類対照表を参照することができる。

## (7) 分類リスト (外国)

分類リスト (外国) では、ロカルノ国際意匠分類や、大韓民国意匠分類、米国意匠分類と日本意匠分類の対照表を参照することができる。

# 4 応用的な利用方法

前項で紹介した内容は特許電子図書館 (IPDL) の機能紹介に近いものだが、ここでは“より使える”意匠情報を導き出すための応用的な利用方法を説明する。

### (1) 意匠の類似の範囲を調べる

登録意匠の「本意匠-関連意匠」の関係を見ることで当該分野の類似の範囲を知る一助とすることができる。

例えば、出願に際して通常の意匠登録出願とするか関連意匠の意匠登録出願とするか悩む場合などに、当該分野における類似の範囲を確認することで出願の参考とすることが可能である。

#### 〈利用方法〉

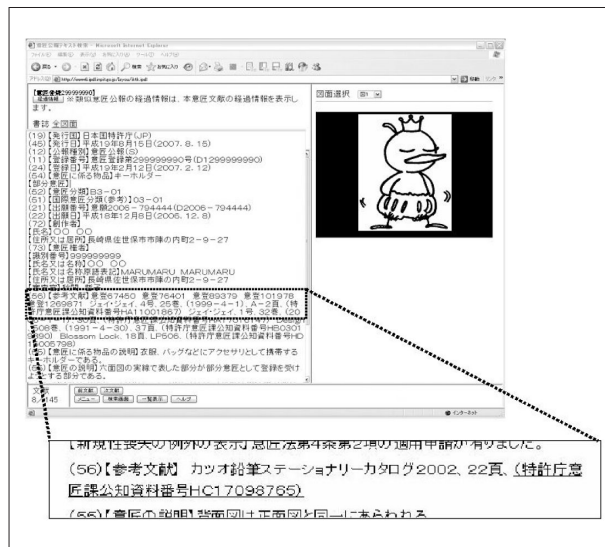
日本意匠分類・Dターム検索画面にある「類似、関連照会」にチェックを入れ、分類やその他必要に応じて条件を設定して検索すると本意匠の文献番号が表示される。その番号を押下すると本意匠に該当する類似・関連意匠のリストが表示され、参照したい文献番号を選択すると当該文献が表示される。

本意匠と類似や関連の意匠の共通点や差異点を注意深く観察し、意匠の類似について分析することで当該分野における類似の範囲を参考的に認識することができる。

### (2) 登録意匠の周辺意匠を調べる

意匠公報には参考文献欄があり、審査時に意匠審査官が参考とした登録意匠や公知資料を掲載している。本願と参考文献の関係は一樣ではないが、本願周辺の参考情

報として、本願理解の一助とすることができる。



意匠公報 (参考文献掲載例)

#### 〈利用方法〉

「日本意匠分類・Dターム検索」などで、気になる意匠公報を発見したら、参考文献が掲載されているか確認し、掲載されている場合は番号をメモしておく。

「公報DB」や「意匠公知資料照会」にメモした番号を入力することで、当該文献が表示される。

先の公報に掲載されている意匠と参考文献の意匠を比べ、参考として掲載された意図を図ることで本願の周辺意匠を参考的に認識することができる。

### (3) 物品名から日本意匠分類を調べる

効率よく検索を行いたい場合、日本意匠分類の利用が有効である。日本意匠分類一覧表から物品の用途により分類を探すのが常套手段だが、調べにくい場合には、物品名を基にして意匠公報を検索し、公報に掲載されている分類を見て当たりを付ける方法がある。

また、日本意匠分類は権利の範囲とは関係無く用途により分類構成が展開しているため、類似物品の分類が複数展開されている可能性もある。漏れの少ないサーチをしたい場合には上記で述べたテキスト検索で分類に当たりをつけるのが有効である。

〈利用方法〉

「意匠公報テキスト検索」で検索項目を「意匠に係る物品」とし、探したい物品の一般名称を入力する。

検索結果一覧で物品名を確認しながら、意匠公報の内容を照会し、意図する物品に近い公報を発見したら、その公報に掲載されている意匠に付与されている日本意匠分類をメモする。

この際、関連する物品の分類が複数見つかる場合もあるので、関係しそうな意匠に付与されている分類はできる限りメモしておくといい。

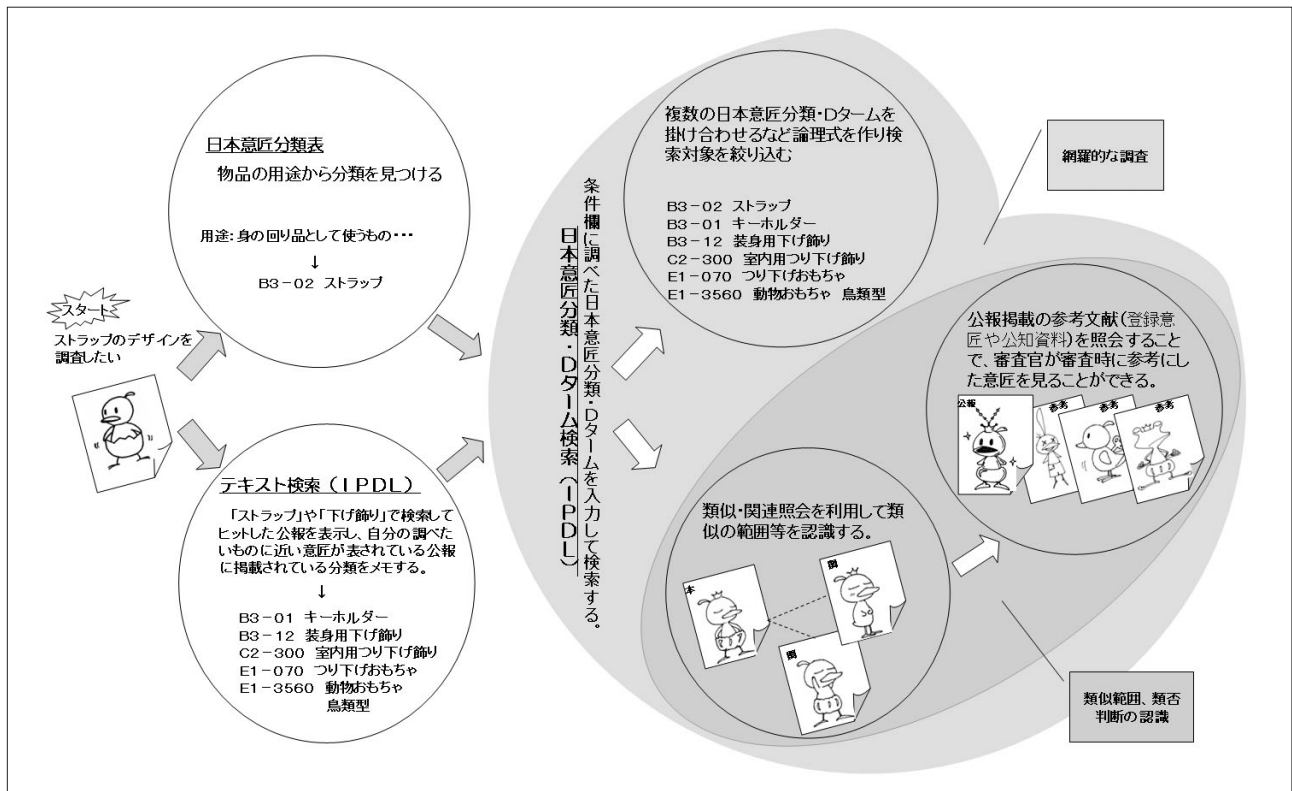
メモしておいた日本意匠分類を「日本意匠分類・Dターム検索」に入力して、該当分類の意匠公報を検索する。この方法で検索することにより、漏れの少ない網羅的な検索に近づくことができる。

5

おわりに

特許庁では、保有する公知資料を公開（整理標準化販売とIPDLへの掲載）するために著作権者の方々に著作物利用許諾をお願いする事業を実施している。多くの皆様に許諾して頂くことでIPDLのデータベースが充実し、結果、皆様に役立つものへと成長させることができると確信している。

許諾依頼が届いた際には、ご面倒をお掛けしますが、是非ご協力下さい。



応用的な利用法を実践する調査の一例